

令和7年度

町政執行方針

余市町

目 次

令和7年度町政執行の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
<次世代の可能性を引き出す>	
<資源を最大限活用しまちを持続・発展させる>	
<激動する社会に対応する>	
令和7年度の施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3～18
1. 暮らしの安全・安心の方針	
2. 健康と福祉の方針	
3. 生活環境の方針	
4. 産業の方針	
5. 学びの方針	
6. 行政・財政運営の方針	
むすび・・・・・・・・・・・・・・・・	19

令和7年度町政執行の基本方針

令和7年余市町議会第1回定例会において、町政執行の基本方針と主要な諸施策ならびに私の所信を申し上げます。

町政の執行にあたりましては、議員各位をはじめ町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

今、日本の現状として、人口は減少局面を迎える一方で高齢化率は増加し、高度経済成長期に建設されたインフラは老朽化し、物価は政府の資料によれば令和2年と比較して1割程度高騰するなど、住民生活にマイナス影響を与える要素を多く抱えており、先行きの不透明な時代に不安を抱えながら生活をしている方々の声も聴いています。

余市町も例外ではなく、全国の自治体と同様の課題を抱えており、現状に甘んじて、今なすべき行動を実施しなければ、時代の波にのまれ取り残されてしまい、現段階から未来を見据えた政策を着実に実施していく必要があると考えています。

これまで余市町では、海外の自治体を含むさまざまな団体との協定締結や特産品をPRするイベントを実施するなど、地域独自の魅力発信を強化する事業によりふるさと納税制度の規模拡大を図ることで財源確保に努めてきました。令和7年度はこれらの財源を用いて、食と文化のリンクにより新たな地域資源を活用するガストロノミーツーリズム推進事業の拡充により、さらなる観光振興と地域経済の発展につなげるとともに新たな子育て推進や健康の増進に関する事業を実施します。

令和7年度の町政執行にあたっては、「次世代の可能性を引き出す」、「資源を最大限活用しまちを持続・発展させる」、「激動する社会に対応する」を3つの指針として、職員と一丸となって町民の負託に応え、第5次余市町総合計画のメインテーマである「未来に向けて住みやすいまちをつくる」ことに全力を尽くしてまいりますので、各位におかれましては特段のご理解を賜りたいと存じます。

「未来に向けて住みやすいまちをつくる」ために

＜次世代の可能性を引き出す＞

余市町は未来への投資として、人づくりを通じ、子どもや若者といった次世代の可能性を引き出すまちづくりを進めます。

＜資源を最大限活用しまちを持続・発展させる＞

余市町は選択と集中により、限られた資源を最大限に活用したまちづくりを進めます。

＜激動する社会に対応する＞

余市町はこれまでの概念にとらわれず、激動する社会に対応するまちづくりを進めます。

以上3つの指針をもとに、

1. 暮らしの安全・安心の方針
2. 健康と福祉の方針
3. 生活環境の方針
4. 産業の方針
5. 学びの方針
6. 行政・財政運営の方針

の6つの方針を施策の体系とし、以下の諸施策を推進します。

令和7年度の施策の内容

1. 暮らしの安全・安心の方針

◎防災に関する施策

地域防災マネージャーの下、地域の防災力の向上を図るべく、北後志構成4町村及び民間事業者などと連携し、防災広域化に向けた取り組みを引き続き進めます。また、昨年発生した令和6年能登半島地震や近年の異常気象が各地で甚大な被害をもたらしていることを踏まえ、災害は何時、どこで発生してもおかしくない状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しと整合性を図りつつ、関係防災機関と密接な連携のもと防災対策を充実させていくとともに、引き続き避難所における防災資機材の整備や地域の防災力向上として区会に対する支援を進めます。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、最新の技術の状況を踏まえつつ、効果的かつ効率的な整備に向け、引き続き検討を行います。

災害による被害を最小限にとどめるためには、日頃からの備えが大切であることから、区会や学校などでの防災学習会などを通じ防災に関する自助・共助意識の醸成と防災知識の普及啓発を行います。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、国、北海道、関係市町村と連携し、引き続き必要となる防災対策の整備を進めます。

◎交通安全に関する施策

「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「昼間ライトの点灯」、「ながら運転の根絶」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導をはじめ、町民への啓発などを積極的に実施し、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

2. 健康と福祉の方針

◎子育て推進に関する施策

地域全体で子育てを支え、ゆとり・安心・たのしい子育てを実現すべく、子育てがしやすい環境の整備に努めます。

子育て支援対策につきましては、「第3期余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育を推進し、子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業など、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、次代を担う子の誕生を祝福し、健やかな成長に資するため、第1子・第2子に5万円、第3子以降に50万円を支給する子育て応援事業を継続し、保育所等利用者の経済的負担を軽減するため、3歳未満の保育料無償化も継続します。

母子保健対策につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、伴走型相談支援や産後ケア事業などと一体的に経済的支援を実施し、さらに、希望する妊婦に胎児精密超音波検査費用を助成します。

また、不妊治療や不育症治療を受けている夫婦に対し医療助成を実施します。

周産期医療においては、和痛分娩助成事業を実施するとともに北後志地域6市町村の連携のもと、医療体制の充実に努めます。

児童虐待対策につきましては、発生子予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」構成関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子どもが健やかに成長できる地域社会の構築に努めます。

また、18歳までの方の医療費の無償化を継続し、子どもや若者の保健の向上と子育て環境の整備・充実に努めます。

◎保健に関する施策

町民が心身ともに健康でいきいきと暮らしていくために、若い世代から健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善やこころのケアができるよう「第2期余市町健康づくり計画（第2期いのち支える余市町自殺対策行動計画）」に基づき、関係団体や協定企業等と連携し、心身の健康に関する正しい知識の普及や各種健診事業に取り組み、健康維持・増進に努めます。

感染予防対策につきましては、新型コロナウイルスをはじめインフルエンザ、9価子宮頸がん、帯状疱疹などへのワクチン接種にかかる費用を助成するとともに、町独自の男性へのHPVワクチン接種費用助成を継続します。

がん対策につきましては、肺がん・大腸がんの早期発見、早期治療につなげるため、がん精密検診を実施します。

女性特有の乳がん検診や子宮頸がん検診においては、一定年齢の方々を対象とする検診料無料化を引き続き実施します。

◎地域福祉に関する施策

福祉・保険に関するワンストップ窓口の特性をいかした町民サービスの向上に努めます。

単身高齢者や認知症高齢者への支援につきましては、「余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努めます。

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識は地域や次世代に受け継いでいく財産であり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み、安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用するとともに、中核を担う社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉の推進に努めます。

要支援者につきましては、民生委員の協力のもと継続した情報更新を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や緊急時の速やかな支援体制の構築に努めます。

また、権利の擁護や社会問題となっている虐待の防止についても、関係機関と連携を図り、速やかな対応に努めます。

◎障がい者福祉に関する施策

障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」に基づき、住み慣れた地域の中でだれもが自分らしく生活を送ることができるよう、障がい福祉施策の実現を目指すとともに、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の充実と、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充に努めます。

◎介護保険に関する施策

介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう、自立生活の支援を基本とした効果的・効率的な介護サービスの提供や財源の安定確保を図るなど介護保険事業の円滑な運営に努めます。

地域支援事業につきましては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し包括的支援事業を実施することで、地域における支え合い体制の構築に努めながら、介護支援ボランティアポイント事業をはじめ、地域まるごと元気アッププログラムやふまねっと教室等の介護予防教室の充実など総合的な介護予防施策を実施するとともに、国の「認知症施策推進大綱」や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるための各種施策を推進します。

◎国民健康保険に関する施策

事務事業の効率化など都道府県単位化によるスケールメリットをいかしながら、医療費の適正化や各種財源の確保など適切な事業・財政運営に努め、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、保険料（税）水準の全道統一化による被保険者間の負担の公平化に向けた取り組みを進めます。

◎後期高齢者医療保険に関する施策

高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の円滑な運用と適正な執行に努めます。

3. 生活環境の方針

◎環境に関する施策

余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を継続して実施し、地域の環境保全に努めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて省エネ機器の導入など、CO₂排出量の削減、抑制に向けた取り組みを進めます。

町営斎場建替事業につきましては、早期供用開始に向けて事業を進めます。

◎一般廃棄物処理に関する施策

循環型社会の構築を目指し、ごみ減量化の推進と資源化率の向上に町民、事業者、行政が連携して取り組むとともに、ごみの搬出が困難な高齢者等に対する支援として、安否確認にもつながるふれあい収集を継続します。

また、将来的に安定的な収集体制を確保すべく、業務体制の再編を図ります。

廃棄物処理施設につきましては、適切な維持管理に努めるとともに、最終処分場の増設整備に向けて、計画を進めます。

公共下水道が整備されていない地域につきましては、合併処理浄化槽設置に対する助成を継続します。

◎道路に関する施策

「余市町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく補修事業や道路ストック総点検調査事業による補修工事を実施するとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間の道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適にすごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、除排雪車両機械の計画的な更新を図り、即応体制の確立と機動力の向上に努めます。流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成や町道黒川町中通り2号線などの整備促進を要望するとともに、国道5号倶知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関と協議、検討を進めます。

◎河川に関する施策

余市川につきましては、河川環境保全を、ヌッチ川や^{フゴッペ}畚部川などの治水対策につきましては、自然環境に配慮した事業の計画的推進を、さらに、登川などにつきましては、河川の堆積土砂の浚渫などの予防保全型維持管理により、浸水被害の防止対策を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合をはじめ、地域の方々の協力をいただきながら、治水対策や維持管理に努めます。

◎港湾・海岸保全に関する施策

余市港につきましては、関係団体及び港湾利用者と協議しながら、安全で安心な施設整備を図るとともに、施設の維持保全に努めます。

海岸保全につきましては、適切な施設の維持管理に努めます。

◎公園事業に関する施策

町民が安心して利用できるよう、公園施設の維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々のふれあいの場、憩いの場として、公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

◎公営住宅に関する施策

「余市町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、黒川団地外壁改修工事、共栄団地屋根・外壁改修工事等を実施し、快適な住環境の整備に向けた取り組みを進めるとともに、その他の既存ストックについても適切な維持管理に努めます。

◎住宅に関する施策

本町への移住・定住を目的とした住宅取得等支援補助金制度を継続し、宅地取引の拡大と住宅建設の増加による町内経済の活性化や町内定住化に努めます。

また、空家住宅除却費補助制度を継続し、良好な住環境の形成に努めます。

まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された都市基盤等の既存ストックをいかし、区域内の宅地の販売促進に向けた支援に努めるとともに、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、居住誘導を進めます。

◎都市計画に関する施策

将来に向けて住みよいまちづくりを進めるため、「余市町都市計画マスタープラン」、「余市町立地適正化計画」に基づき、今後の人口減少、少子高齢化、公共交通ネットワークとの連携等を踏まえコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに努めます。

◎地域公共交通の活性化と再生に関する施策

「余市町地域公共交通計画」に基づき、郊外部におけるデマンド交通の実証運行など各種調査業務等の結果を踏まえ、本格運行に向けた各種検討を行うなど、町民ニーズをはじめ公共交通に関する現状と課題の把握に努めながら、効果的・効率的かつ持続可能な地域公共交通の在り方について検討を進めます。また、北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線のバス転換に備え、交通結節点としてのJR余市駅周辺の在り方について検討を進めます。

◎水道事業に関する施策

水道は町民の日常生活や経済活動を支える必要不可欠なライフラインであり、安全・安心な水を将来にわたって安定供給していくことを基軸に、施設能力・規模の適正化を図りながら、老朽化する施設の計画的な更新や耐震化に取り組み、安定稼働の確保に努めます。

水道事業の経営環境につきましては、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少傾向や、物価の高騰に伴う各種費用の増加など、さらに厳しさを増しており、持続可能な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上のため「余市町水道事業経営戦略」の改定を行います。

◎下水道事業に関する施策

町民の快適で衛生的な生活の確保と、河川・海域等の公共用水域の水質保全を目的に、下水道施設の適正な維持管理、老朽化した施設の更新及び耐震化を進め、安定した下水道機能の維持に努めます。

下水道事業の運営につきましては、昨年度から公営企業会計に移行したところであり、引き続き経営状況を的確に把握するとともに、本年度よりし尿処理の広域化事業が開始となることから、「余市町公共下水道事業経営戦略」に基づき、計画的かつ効果的な事業運営に努めます。

◎再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策

公共施設の再編検討に際し、本町の再生可能エネルギーを最大限活用するため、再エネ導入推進エリアにおける再エネ導入施設の検討及び中核施設への機能集約の検討を進めます。

4. 産業の方針

◎労働に関する施策

時間外労働の上限規制など雇用環境の変化を注視し、労働者に対する各種支援制度の周知を図るとともに、労働環境の改善、雇用の場の確保等に係る中小企業等の取り組みに対し、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

また、通年雇用促進支援事業を推進し、季節労働者の通年雇用化の促進を図ります。

◎農業に関する施策

強い農業・持続可能で生産性が高い農業を目指し、余市町農業振興協議会をはじめとする関係会議における協議を重ねながら、各種施策の展開による農業の振興を図ります。

安全・安心な農産物の生産に関する取り組みにつきましては、環境との調和による自然循環機能を維持・増進を図り、農業・農村の有する多面的機能をいかすよう、地域の共同活動への支援を図ります。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化事業などを活用し、効率的な農用地の利用促進に努めます。

果樹につきましては、本町の果樹栽培の歴史を築いてきたりんご栽培の維持に努め、優良品種への改植の支援を図ります。また、省力化栽培による生産効率化の取り組みを進めます。

生食用ぶどうにおいては、晩腐病などの新たな広がりをもせる病害について関係機関と生産者で情報を共有し適切な防除対策を検討します。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、栽培施設の資材購入の支援や栽培技術の確立に努めます。

新規就農者の相談及び支援につきましては、関係機関で組織する新規就農活動支援センターによる取り組みを進めるとともに、新規就農者育成総合対策事業などを活用し、新規就農者の就農支援に努めます。

農村活性化センター・市民農園・園芸試験場につきましては、施設の有効活用と適切な維持管理に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部との連携を図り、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、捕獲・駆除を実施します。

特定外来生物に指定されているアライグマの駆除を引き続き実施し、近年、

ヒグマ・エゾシカの個体数増加による影響が懸念される中、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請するとともに、北海道猟友会余市支部との信頼関係を深めるよう、警察も交え協力体制の構築に努めます。

また、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するための電気柵の設置及びアライグマの駆除を目的とした箱罠の購入など、生産者自らが行う自己防衛対策を支援します。

◎林業に関する施策

国からの森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、「余市町森林整備計画」に基づき森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の推進と管理に努め、民有林においては森林所有者の意識醸成により、森林整備地域活動支援事業や豊かな森づくり推進事業の活用による環境保全と森林資材確保を推進します。

町有林においては、豊丘水源かん養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

◎漁業に関する施策

浅海増殖事業、淡水増殖事業の支援、将来的な養殖事業の定着化に向けて二枚貝養殖試験の支援により、水産業の収益性向上と、育てる漁業による資源の確保を図るとともに、担い手確保や販売戦略の強化に努めます。

温暖化等による漁場環境の変化に対して、北海道や中央水産試験場をはじめとした関係機関との連携を密にし、迅速な情報共有に努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めます。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全な海洋レクリエーションの提供に努めます。

◎水産加工業に関する施策

消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推進を支援します。

◎6次産業化に関する施策

地元農水産物をいかした加工・販売・流通の一体的なつながりによる産業振興を目指し、関係団体と連携した取り組みを進めます。

また、醸造用ぶどうにつきましては、世界的に市場評価の高い品種への改植や醸造環境の体制強化支援に努め、国内トップクラスのワインぶどう産地としての優位性をいかし、余市町産食材とワインとのマリアージュによるさらなるブランディング力の向上を図ります。

さらに、フランス・ブルゴーニュ地方のジュヴレ・シャンベルタン村との親善都市協定締結を契機に、国際的なワイン産地とのネットワークを活用した交流を深め、「美酒・美食のまち」としての魅力を強力に発信すべく、町内に存在する食資源とその背景にある文化や自然環境を一体的に体験できる環境整備に取り組み、余市町のガストロノミーツーリズムを産学官連携で推進します。

◎商工業に関する施策

余市商工会議所および中小企業相談所と連携し、余市町中小企業振興条例に基づく制度融資や設備投資等に対する各種助成措置、税制優遇制度の利用促進などにより中小企業者等の事業継続、経営基盤の安定化を支援します。

また、空き店舗を活用した起業支援や余市町商店街連合会による取り組みへの支援を継続します。

◎観光に関する施策

観光振興計画に基づき、本町の恵まれた自然や食、歴史文化などの多彩な観光資源を活用し、道内外客やインバウンドをはじめとする交流人口の増加と滞在型観光の拡大とガストロノミーツーリズムを推進し、年間を通じて魅力ある持続可能な観光地づくりに努めます。

また、一般社団法人余市観光協会と連携し、観光客誘致と観光事業者への支援、事業活性化に向けた取り組みを進めます。

後志自動車道の開通効果は今後もさまざまな分野で期待されるところであり、後志のゲートウェイとして、圏域の市町村等との連携強化を図りながら、交流人口の増大と観光消費拡大に努めます。

道の駅につきましては、今後の方向性・体制整備について再検討し、魅力的な道の駅の整備に取り組みます。

観光物産センターにつきましては、指定管理者と連携し、地場製品のPRや観光情報の効果的な発信に取り組むとともに、利用しやすい環境づくりに努め

ます。

農道離着陸場につきましては、さらなる有効活用について検討を進めるとともに、適切な管理運営に努めます。

◎地方創生に関する施策

人口減少による地域経済の縮小や地域社会の存続が危ぶまれる中、人口減少を可能な限り抑制すべく、「余市町デジタル田園都市総合戦略」に基づき、「ガストロノミーツーリズムプロジェクト」を核とする地方創生プロジェクトを推進し、本町の強みをいかした産業振興やひとの流れの創出に努めます。

5. 学びの方針

◎学校教育に関する施策

本町の未来を担う人材を育てる取り組みは重要な政策であり、デジタル化の進展やグローバル化など社会が大きく変化する中で、子どもたちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身に付けるとともに、個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育くむことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに、適切な学校施設の維持管理に努め、保護者負担軽減のため学校給食費の無償化を継続し、また、「余市町立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、再編整備に向けた取り組みを継続して進めます。

各高等学校が実施する取り組みに対する協働体制の構築や私学助成の取り組みを推進するなど、時代や地域のニーズに対応した魅力ある学校づくりのための支援に努めます。

◎社会教育に関する施策

町民が心身ともに豊かで健康な生活を送ることができる学びの場を提供し、変化し続ける社会環境に対応できるよう学習機会の充実を推進します。

図書館につきましては、学校図書室やボランティアとの連携を図り、読み聞かせなどの各種事業を通して読書普及活動を推進していくとともに、電子書籍のさらなる充実を図り、利用者サービスの拡充に努めます。

余市宇宙記念館につきましては、毛利衛名誉館長の協力を得ながら、宇宙開発や天文、科学などの学習の場として、館内展示の改善や多種多様な教室の開催等、創意工夫のうえ、特色ある運営に努めます。

◎芸術、文化、スポーツ活動に関する施策

文化財につきましては、地域の郷土資料の活用や後世への継承のために、文化財施設およびそれに関わる資料の適切な保存と管理を行うとともに、出前講座などを積極的に行うことにより地域への愛着の醸成を図り、学びと体験の場として、各施設の展示内容の充実と郷土の歴史に関する教育活動を推進します。

スポーツ活動につきましては、各種の競技スポーツの振興はもとより、全ての世代の町民がスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めるとともに、スポーツ関係団体との連携を図り、町民全体の体力向上と健康維持が効果的に図られるよう努めます。

6. 行政・財政運営の方針

◎町民と行政の連携に関する施策

各種審議会等への町民参加、アンケート調査やパブリックコメント等による町民意見の募集、区会学習会等の町民活動への支援を進めるとともに、町職員が地域と行政とのパイプ役となる地域連絡員制度を積極的に活用し、町民と行政が連携して歩むまちづくりを進めます。

◎外部の組織・人材との連携に関する施策

広域行政の推進、大学などの教育機関や民間企業といった組織との協定の締結、高度な知識を有する人材の招致など、外部との協力体制の構築や民間提案制度の活用により、本町が抱える課題の解決や新たな価値の共創を推進します。また、国の支援制度の活用等により、本町を応援してくれる企業や個人の受け入れ体制を構築します。

◎情報の共有に関する施策

広報よいちの誌面とホームページの充実を図るとともに、町LINE公式アカウントを活用し、幅広い情報発信に努めます。

また、町政への意見・要望の募集やホームページ内のお問合せメール等により町民の声を広く聴取するとともに、区会を通じた懇談会や各種説明会において意見交換を図りながら、情報の共有に努めます。

◎地域間交流に関する施策

国内外の交流都市との歴史的つながりを大切にし、地域間の交流事業を通じて相互理解と親善を深めながら、文化、教育、経済をはじめとする幅広い分野での交流を推進します。

特に、国外の都市との交流においては、余市町の特色であるワイン・食文化をいかした国際的なネットワークを構築・関係を強化することで、地域産業の発展につなげます。また、これらの交流を通じて、地域住民を含む異文化交流の機会を創出し、グローバル化への対応を図るとともに、持続可能な地域間パートナーシップの構築を目指します。

◎行財政に関する施策

本町の財政状況は、歳入に占める地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合が高く、財政運営の弾力性を示す経常収支比率も高率で推移している状況から、歳出においては、限られた財源を効果的・効率的に配分するとともに、国等の各種補助制度を積極的に活用して新たな歳入の確保に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

町税につきましては、適正な申告指導や課税客体の把握による公平・公正な課税を推進するとともに、キャッシュレス納付等の納税環境の拡充や電子申告・申請の対象拡大による利便性の向上に努めます。

また、税負担の公平性を確保するため、適正な滞納整理を実施するとともに、税外収入につきましても、コンビニ納付等の円滑な運用を進めるなど、収納率の向上に努めます。

財政状況の公表につきましては、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

◎ふるさと応援寄附に関する施策

本制度は有効な財源確保手段であると同時に、町内事業者にとって重要な販路の一つであり、町内経済の活性化に大きく寄与するものであると認識しており、本町のまちづくりを応援してくださる方々に、より興味と親近感を持っていただけるよう、本町ならではの特産品や体験プログラムなど返礼品の充実に努めます。

◎行政改革に関する施策

将来の人口減少を見据えた中で、高度化・多様化するニーズに的確に対応し、スピード感のある町政を実現するため、「余市町自治体DXに関する全体方針」に基づき、行政手続きオンライン化の推進や生成 AI 導入の検討など自治体DXの取り組みを進め、町民サービスの向上と行政事務の改革を推進します。

◎公共施設の総合的な管理・運営に関する施策

老朽化する公共施設すべての維持・更新は困難であることから、適正な公共サービスの提供、施設の維持管理コストの縮減を念頭に、人口減少等将来を見据えた中で、財政負担の推計、民間ノウハウの活用、他自治体の先進事例調査など管理運営方針の検討を進めながら、公共施設の計画的な再編と有効活用に努めます。

◎職員の資質向上に関する施策

職員は、自治体職員であることを常に自覚し、町民の視点に立ち、公正な立場で誠実に職務を遂行するとともに、不祥事の未然防止に対する意識向上や自己研さんを図るため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

む す び

以上、令和7年度における町政執行の基本的な考えとその政策の概要を申し上げました。

将来をしっかりと見据え、その可能性を引き出し、「未来に向けて住みやすいまちをつくる」ために、職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいります。

議会議員各位ならびに町民皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。